

# 世田谷区立桜丘小学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は桜丘小学校PTAといい、事務所を桜丘小学校内におきます。本会の事務所には、会計簿・領収書綴りを備えます。桜丘小学校PTAは、昭和27年5月25日に設立しました。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は会員である保護者と教職員が成人教育活動をすすめることによって、よりよい保護者となり、よりよい教職員となることにつとめると共に、社会の教育環境をつくりあげるためにお互いに協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福とその円満な成長をはかることを目的とします。

## 第 3 章 方 針

第3条 本会は学校教育の向上に協力します。  
第4条 本会は家庭教育の向上につとめます。  
第5条 本会は地域社会の健全化につとめます。  
第6条 本会は営利、特定の政党、宗教にかたよらない民主団体として活動します。

## 第 4 章 活 動

第7条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. 学校、家庭、社会教育に対する理解と関心を高めます。
2. 児童の健康を高めよい衛生環境をつくります。
3. 学校の教育環境の向上に協力します。
4. 地域環境の改善につとめます。
5. 学級、学年PTAの発展につとめます。
6. 会員相互の理解と親睦をはかります。

## 第 5 章 会 員

第8条 本会の会員は次の通りです。

1. 本会は桜丘小学校に在籍する児童の保護者、同校の教職員をもって組織し、これを会員とします。
2. 会員は、任意に入退会できます。入会後は退会の申し出がない限り、自動的に継続されます。ただし、その目的や主旨からすべての保護者および教職員の入会が望まれます。

## 第 6 章 会 計

第9条 本会の経理は会員の会費、その他の収入によりまかねます。  
第10条 一世帯につき会費年額2,600円及び障害保険の掛金年額200円を、6月と10月にわけて徴収します。  
第11条 本会の経費は、のちにのべる総会（第11章）の承認を経た予算に基づいて使われます。  
第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

## 第 7 章 役 員

第13条 本会の役員は次の通りです。  
会長 1名（保護者）  
副会長 3名以上（保護者2～副校長1～）  
庶務 2名以上（保護者2～）  
会計 2名（保護者2）  
ただし、年度によって必要な場合は運営委員会の承認を経て、若干名を役員として増減員できるものとします。

第14条 役員の任務・任期は次の通りです。

1. 会長は本会を代表して、会務を処理し総会及び運営委員会を招集します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその代行をつとめます。
3. 庶務は総会及び運営委員会を議事ならびに会の活動状況の記録と庶務を担当します。
4. 会計は本会すべての金銭の出納にあたり、会計監査委員会の監査を経た決議を総会に報告します。
5. おなじ役職についての任期は1年としますが、引き続き1年間だけは再任することができます。

第15条 校長はPTAの活動に対し助言し、各集会に出席して意見を述べることができます。また、PTAの活動が学校経営に深い関連を持つてくる場合には、その調整にあたります。

## 第 8 章 会計監査委員

- 第16条 本会には、3名の会員の会計監査委員をおき、会計監査委員会を組織します。
- 第17条 会計監査は年2回会計を監査し、その結果を総会に報告します。
- 第18条 任期は1年とします。なお、引き続き1年間だけは再任することができます。

## 第 9 章 役員・会計監査委員の選出

- 第19条 役員・会計監査委員の選出は別に定める選挙細則により選出します。

## 第 10 章 顧問

- 第20条 本会に功労のあった人を運営委員会の議を経て顧問に推薦することができます。
- 第21条 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができます。

## 第 11 章 総会

- 第22条 総会は本会の最高議決機関であって会長が招集し、年一回開催される定期総会と臨時総会に分けられます。臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき開催されます。
- ただし、会長または運営委員会が認めたときは、集会形式での総会に代わり、書面または電磁的方法により総会を行うことができます。
- 第23条 総会は会員の二分の一以上の出席（書面若しくは電磁的方法による議決権行使、又は委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とします。
- 第24条 総会は、以下の事項を審議します。

1. 前年度の事業報告および決算報告
2. 新年度の正副会長・庶務・会計の選任
3. その他必要と認められる報告事項
4. 新年度の事業計画と予算
5. 会計監査委員の選任
6. その他重要な審議事項

- 第25条 本会の会則を審議し改正することができます。ただし、変更しようとする内容は総会の5日前までに全会員に通知しなければなりません。

## 第 12 章 役員会

- 第26条 役員会は本会の役員で構成され必要に応じて隨時開きます。
- 第27条 役員会は本会の運営に関する企画立案と渉外関係を担当します。
- 第28条 本会の活動に関する企画立案と予算案の審議作成をします。

## 第 13 章 運営委員会

- 第29条 運営委員会は本会の役員、学級委員会の委員長・副委員長・各学年代表、学級委員会以外の各委員長、校長とで構成され、総会に対して責任を持つ執行機関であり、会長が招集し半数以上の出席によって成立し、議決は出席者（代理出席を含む）の過半数の賛成を必要とします。
- ただし、事前に委員会の休止を決定している場合は、この限りではありません。
- 第30条 役員会や各種委員会から提案されたことについて審議します。
- 第31条 総会に提出する事項の審議と報告書の作成をします。
- 第32条 特定の目的を遂行するために必要に応じて特別委員会の設置をします。
- 特別委員会はその目的を達成したとき解散します。
- 第33条 本会の細則を審議し改正することができます。
- 第34条 その他本会の運営上必要な事項の処理をします。
- 第35条 運営委員会は定例会を開き、必要に応じて臨時に開くことができます。
- ただし、会長が認めたときは、書面または電磁的方法により運営委員会を行うことができます。

## 第 14 章 個人情報

- 第36条 本会の活動に必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、「桜丘小学校PTA個人情報取扱規程」に定めます。

## 第 15 章 付則

- 第37条 本会の細則は別に設け、運営委員会の決議を経て実施します。
- 第38条 本会則は令和2年4月6日より実施します。

### これまでの改正

昭和44年 3月	平成 7年 1月30日
昭和48年12月	平成11年 5月 6日
昭和51年 3月	平成20年 5月 2日
昭和55年 7月	平成21年 5月 1日
昭和58年 3月	平成26年 5月 7日
昭和59年 4月	平成30年 5月 9日
平成 1年 3月	令和 2年 4月 6日
平成 6年 3月	令和 4年 5月10日
	令和 6年 2月27日

## 委 員 会 細 則

会則第37条により委員会細則を次のように定めます。

第1条 学級委員は次の事項を行います。

1. 各学年、学級PTAの運営
2. 運営委員会、各委員会の報告
3. 学級PTAの要望を運営委員会および各委員会に報告
4. 学年合同委員会を設け、学級間の連絡をはかる

第2条 学級委員会は、学年間・学級間の情報交換を行います。

第3条 広報委員会は次の事業を行います。

1. PTA新聞の編集・発行
2. 会員の意向を広くもとめ、相互の連携をはかり意見交換、情報の伝達  
につとめる

第4条 おとな企画委員会は次の事業を行います。

1. 会員の教養を高める
2. 会員の福利厚生をはかり健康増進につとめる
3. PTAの直面するさまざまな問題を考え、PTAの円滑な運営に寄与する

第5条 校外委員会は次の事業を行います。

1. 交通安全教育に協力し、地域の教育環境の向上につとめる
2. 地域内の会員相互の理解と親睦をはかり、地区子ども会の世話をする
3. 世田谷警察署・北沢警察署と協力し、児童の安全の為の活動をする
4. 地域の各委員及び団体と協力し、地域活動をする

第6条 こども企画委員会は次の事業を行います。

PTA主催および関連する主に児童のための行事の企画・運営

第7条 ベルマーク委員会は次の事業を行います。

ベルマークの収集及び集計

第8条 卒業対策委員会は次の事業を行います。

卒業に関連する事業の企画・運営

第9条 次の委員会については、次年度の活動計画をふまえ、学校と相談の上、事業活動の休止を選択することができます。

また、選挙細則第2条4.で決定した委員数に達しない場合、選出された委員および役員で話し合いの上、事業活動の休止を選択することができます。運営委員会において決定します。

学級委員会

広報委員会

おとな企画委員会

こども企画委員会

ベルマーク委員会

卒業対策委員会

## 選 挙 細 則

会則第37条により選挙細則を次のように定めます。

### 第1条 役員の選出

1. 役員の内定候補者は会員の中より立候補を募り、互選投票やその他の方法により選出します。内定候補者と役員は、話し合いや互選などの方法で役職を内定します。
2. この選出に関する管理は、役員がこれにあたります。
3. 内定した役員の候補者を総会の5日前までに全会員に知らせます。

### 第2条 委員の選出

1. 次の各委員は、会員の中から立候補を募り、互選投票やその他の方法により、原則として新年度開始日までに選出します。

ただし、事前に委員会の休止を決定している場合は、この限りではありません。

おとな企画委員

こども企画委員

広報委員

ベルマーク委員

卒業対策委員（新6年生のみ）

2. 次の各委員は、学級ごとに、互選投票やその他の方法により、原則として新年度に選出します。

ただし、事前に委員会の休止を決定している場合は、この限りではありません。

学級委員

3. 各学年の学級委員より学年正副代表を1名ずつ選出します。

ただし、事前に委員会の休止を決定している場合は、この限りではありません。

4. 上記各委員の数については、次年度の活動計画などを踏まえて、運営委員会において決定します。

ただし、事前に委員会の休止を決定している場合は、この限りではありません。

5. 次の委員については、前項目4.で決定した委員数に達しない場合、選出された委員および役員で話し合い、また学校と相談の上、事業活動の休止を選択することができます。運営委員会において決定します。

おとな企画委員

こども企画委員

広報委員

ベルマーク委員

卒業対策委員（新6年生のみ）

### 第3条 会計監査委員

会計監査委員は、前年度運営委員会で選出し、総会で決定します。

ただし、すべての役職を兼任できません。

### 第4条

#### 校外委員

1. 校外委員（委員長、副委員長、書記、会計、各担当、地区長）は、前年度2月までに決定します。
2. 任期は、3月から1年とします。
3. 委員長、副委員長、書記、会計、各担当、地区長は、すべての役職を兼任できません。
4. 年度によって必要な場合は運営委員会の承認を経て、若干名を委員として増員できるものとします。

### 第5条

教職員の役員・専門委員等は、校長に一任します。

## 慶弔細則

会則第37条により慶弔細則を次のように定めます。

第1条 1. 在学児童の場合（校内事故の場合は学校と話し合いで考慮します。）

死亡に対する香典 10,000円

2. P会員の場合

死亡に対する香典 10,000円

3. T会員の場合

(1) 結婚のお祝い 5,000円

(2) 死亡に対する香典 本人 10,000円

配偶者 5,000円

(3) 転退職の記念品一律 3,000円

(4) 病気見舞い（一ヶ月以上） 5,000円

第2条 本細則にかかわらず特別の場合は、災害を含めて役員会の議を経て、適當

な方法をとることができます。後日運営委員会の了承を得ます。

第3条 上記標準額の増減改廃は運営委員会の議によって行います。

第4条 本細則により実施された慶弔費の返礼はこれを受け付けないものとします。

## 付 則

第1条 本細則は平成30年5月9日より実施します。

これまでの改正 平成16年 4月 1日

平成20年 4月23日

平成26年 6月11日

平成30年 5月 9日

令和 4年 3月 9日

令和 4年11月 1日

令和 6年11月13日

## 個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この個人情報取扱規程は、桜丘小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

### (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA役員宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### (同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

### (管理)

第7条 個人情報は、本会役員及び各委員会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

### (保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適正な状態で保管することとする。

### (第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### (第三者提供に係わる記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者（第9条1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

### (第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名／住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

### (秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

### (情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### (漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

### (苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 附則

本取扱規程は、平成30年5月9日より施行する。

なお、この取扱規程は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、運営委員会で改定することができる。取扱規程を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。